

家畜伝染病予防法施行規則本則の改正案の概要

消費・安全局動物衛生課
令和3年6月23日

飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置について、発生予防に係る指導・勧告・命令の猶予期間をそれぞれ2週間から1週間に、まん延防止に係る命令の猶予期間を1週間から3日間に短縮。

[第21条の8第2項、第41条の4第2項]